

福島環境再生の状況の発信について

○政府としては、平成28年度より5年間で東日本大震災からの「復興・創生期間」として設定し、本年5月に風評払拭対応を含めた改正福島復興再生特別措置法を施行したところ。

○環境省としても、既存施策を有機的に連携させることにより**木戸川を軸とした、環境再生の取組や現状を効果的にアピールすることとする。**

①新宿御苑イベント

(1) 福島県物産品の紹介 (9/30、10/1、11/11、11/12) 【除染チーム事業、福島地方環境事務所事業他】

- ・新宿御苑イベントにて、福島県の復興に向けた取組 (②～④等)、及び福島県物産品の紹介
- ・②～④等の取組をTVやラジオ等のメディア媒体を用いて紹介

(2) 木戸川漁協の取組等 (サケ漁) の紹介 (10/1) 【環境保健部リスクコミュニケーション事業他】

- ・イベントステージにて、タレントなすび氏と木戸川漁協によるサケ漁再開までの取組等の紹介

③ 檜葉米の収穫体験 (9月中旬～10月上旬) 【指定廃棄物対策チーム事業他】

- ・学生ボランティアによる檜葉米の収穫体験、結果の発信



② 木戸川上流部における環境再生の状況を知るツアー (8/28) 【環境保健部リスクコミュニケーション事業他】

- ・タレントなすび氏と学生による木戸川上流部における環境再生の状況の確認

④ 木戸川サケの遡上見学ツアー (10/21, 22) 【環境保健部リスクコミュニケーション事業、指定廃棄物対策チーム事業他】

- ・木戸川サケの遡上見学ツアーにてサケの放射能測定、試食等

※そのほか、福島地方環境事務所において、木戸川流域を含む避難指示解除後の地域をはじめとして、福島県の魅力を確認・発信するための企画 (くるまざカフェみちさがし) や全国EP0等による福島体験企画などを実施予定。
※なお、本事業の実施にあたっては詳細について調整中

中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」 (平成28年3月27日 公表)

○用地取得や施設整備に全力を尽くすことにより、
「復興・創生期間」の最終年であり、復興五輪と位置づけられる2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度までに、500万～1250万 m^3 程度の除染土壌等を搬入できる見通し。これにより、

①少なくとも、身近な場所にある除染土壌等^(注1)に相当する量の
中間貯蔵施設への搬入を目指す。

(注1) 住宅、学校などにおける現場保管量 約180万 m^3 (平成27年12月31日時点の実績値)

②さらに、用地取得等を最大限進め、幹線道路沿いにある除染
土壌等^(注2)に相当する量の中間貯蔵施設への搬入を目指す。

(注2) 高速道路沿道から500m/国道・県道沿道から100m以内の仮置場の保管量 約300万～500万 m^3
(推計値)

※ 実際に、どの仮置場等から順番に搬出するかは各市町村の判断による。

※ 本見通しは、中間貯蔵事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。

中間貯蔵施設への輸送の状況について

- 平成28年度末までに約23万 m^3 を中間貯蔵施設へ輸送済み。
- 平成29年度は50万 m^3 程度を輸送する予定。
- 引き続き、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施。

平成29年度の輸送実績（平成29年7月18日終了時点）

●搬入量 計135,868 m^3
（累計：364,984 m^3 ）

※輸送した大型土のう袋等 1 袋の体積を 1 m^3 として換算した数値

●総輸送車両数 計22,661台
（累計：60,699台）



保管場への定置作業